

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物製造所等の許可の取消し・使用停止命令
概要	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者又は占有者が無許可で製造所等の位置、構造又は設備を変更した場合や、完成検査を受けずに製造所等を使用し又は、技術基準の適合命令に違反するなど消防法の規定に違反した場合は、当該製造所等の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の2第1項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第12条の2第1項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 1 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 2 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 3 前条第2項の規定による命令に違反したとき。 4 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 5 第14条の3の2の規定に違反したとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	